

仙台市安全安心街づくり推進会議 平成30年度第1回会議 議事録

開催日時 平成30年4月23日（月）14：00～15：30

開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室
(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)

出席委員 相澤雅子委員、保角博行委員、板倉恵子委員、桔梗美紀委員、金政信委員、西條淳一委員、中島淳委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、渋谷セツコ委員、永見幸久委員、原美香委員、堀籠仁委員〔13名〕

事務局 斎藤恵子市民局長、新妻知樹生活安全安心部長、佐藤秀生活安全安心部参事、沼田和之生活安全安心部参事兼市民生活課長、佐々木裕一郎市民生活課市民生活係長
(オブザーバー：赤間博之宮城県警察本部生活安全部生活環境課調査官)

議事

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 新任委員紹介
- 4 議事
 - (1)協議
 - 客引き対策について
 - (2)その他
 - 5 閉会

配付資料 資料1 客引き対策の審議をお願いするに至った経緯等について
資料2 客引き対策について
資料3 街頭啓発活動について
資料4 市民アンケートについて
資料5 本推進会議の進め方（案）

参考資料1 客引き実態調査結果
参考資料2 仙台市中心部商店街活性化協議会ポスター
参考資料3 他都市の条例に関する周知チラシ（京都市・川崎市・新宿区・港区）

1 開会

○市民生活係長

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、平成30年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

始めに、会議の成立につきましてご説明いたします。本日は佐々木好志委員がご欠席でございますが、その他13名の委員にご出席いただいておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定により、本会議が成立している旨をご報告させていただきます。

※会議資料の確認

2 あいさつ

○市民生活係長

それでは、会議の開催にあたりまして、仙台市市民局長斎藤恵子よりご挨拶を申し上げます。

○市民局長

市民局長になりました斎藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。会議の開催に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日ご出席いただきました委員の皆様方、日頃より仙台の安全安心な街づくりのために、お力添えを賜りまして誠にありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。

さて、仙台市では、平成28年3月に改定いたしました「仙台市安全安心街づくり基本計画」に基づきまして、市民の皆様が安全安心で暮らせる街の実現を図ることを目的に、子どもとその家庭の防犯力の強化・育成や地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進など、様々な取り組みを進めております。

仙台市内の犯罪発生状況でございますけれども、市内の刑法犯認知件数は、17年連続で減少という状況の一方で、特殊詐欺の被害あるいは子どもや女性に対する声がけの事案などは、後を絶たない状況でございます。本市といたしましては、今後も市民の皆様が日常生活において、犯罪のない明るく住みよい社会を実感できますよう、基本計画に定めております各種の取り組みを推進して参りますとともに、様々な団体や警察などの関係者の皆様との連携のもと、犯罪や迷惑行為の抑制対策を引き続き積極的に行って参りたいと存じます。

本日の議題は、現在検討を進めております「客引き行為」に関することとなっております。これまでにも地域や宮城県警察の皆様とともに対策を検討して参りましたが、昨今は中心部商店街全体で客引きが見られるようになってきており、本市といたしましても、早急な対策が必要である、と考えているところでございます。本日は、現状や課題を中心にご説明申し上げますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。結びになりますが、本日ご参加いただきました委員の皆様方のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

3 新任委員紹介

○市民生活係長

それではここで、推薦団体の人事異動に伴いまして、新たにご就任いただきました委員をご紹介させていただきます。

※保角委員、中島委員の紹介

○市民生活係長

次に、事務局職員のうち、人事異動がありました職員についてご紹介させていただきます。

※斎藤局長、佐藤参事、赤間調査官（オブザーバー）の紹介

○市民生活係長

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様ご発言の際にはお手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは金会長、よろしくお願ひいたします。

4 議事

○金会長

それではこれから、会長であります私がこの会議の議長を務めさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、最初に本会議の公開・非公開についてですが、今回は非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

続きまして会議録についてですが、昨年度会議で決定いたしましたとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

前回は、桔梗委員にお願いしましたので、名簿順により今回は西條委員にお願いしたいと思います。西條委員、よろしいでしょうか。

—西條委員了承—

(1)協議

客引き対策について

○金会長

それでは、議事に入ります。(1)協議「客引き対策について」、事務局から説明をお願いいたします。

○参事兼市民生活課長

市民生活課長の沼田でございます。私の方から、資料1から4を用いまして、客引き対策についてご説明を申し上げます。まず、資料1をご覧ください。

今回、客引き対策を当審議会におきまして、審議をお願いするに至った経緯等についてでございます。1番の背景・経緯のところにございますように、現在本市の中心部におきましては、居酒屋などのいわゆる客引きが多数見受けられる状況にございます。そうした居酒屋の客引きが多くなることに伴いまして、ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てといったマナーの悪さというのも、見られるようになってきたところでございます。これまで、私どもといたしましても地域や警察の皆様と様々な取り組みを行って参りましたが、客引きが従来の歓楽街であります国分町地区だけではなく、中心部の商店街・アーケード全体に広がりつつあるという現状を踏まえまして、より踏み込んだ対応が必要であるという状況にございます。そのため、今後客引きを規制する条例の検討を進めますとともに、街頭での啓発の強化を図っていくこととしております。

2番目は、この問題が市の安全安心街づくり基本計画においてどのように位置づけられているのかという点でございます。観点は2つございまして、「地域で支えあう防犯力の高い街づくり」の中の「繁華街・歓楽街対策」という一面、もう1点が「犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり」の中のいわゆる「迷惑行為等撲滅への取り組み」といった2つの観点から、この計画においても位置づけられるものでございます。

3番の条例の検討に当たっての進め方についてでございますけれども、客引き対策は、計画上位置づけられた取り組みでございますので、条例の制定といったものに関しましては、本会議において、皆様方のご意見を賜りながら検討を進めていくことが妥当であるというふうに考えたところでございます。裏面に移りまして、これは中心部における問題ということで、中心部商店街の皆様などの地域の皆様、それからこれまで客引き対策をともに進めてまいりました県警とも協議を進めていきたいと考えてございます。具体的には、地域の皆様との間には、国分町地区・中心部それぞれ協議会が設けられておりまして、この中で具体的なところを協議してまいりたいというふうに考えてございます。

4番の今後のスケジュールでございますが、5月からは新たな街頭啓発活動を開始いたします。6月は市民アンケートを予定しております、これは街頭で実際に中心部を訪れる方を対象に、客引きに関するアンケートをしたいと考えてございます。

こうしたものを踏まえまして、9月下旬には中間案を策定し、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様のご意見を頂戴したいと考えております。最終的な条例案につきましては、第4回定例会での提出を予定しているところでございます。

続きまして、資料2に基づきまして、客引き対策のこれまでの現状、主な対策と課題、他都市の状況、本市の今後の対応についてご説明いたします。お手元の資料・またスクリーンにも同じ内容を投影いたしますので、どちらかをご覧になりながら、

説明をお聴きいただければと思います。本日のお話の中身は、今申し上げたとおり4点でございます。現状の説明に入ります前に、「客引き」という用語についてご説明いたします。

「客引き」とは、不特定の人の中から相手方を特定して営業の客となるように誘う行為をいいます。ですので、相手方を特定しない店頭での呼びかけ或いは単にチラシ等を配布する行為は客引きにはあたりません。「客待ち」とは、客引きを行う目的で相手方となるべき者を待つ行為をいいます。「勧誘」とは、風俗営業店のスカウトのように役務に従事するよう特定の者を誘う行為をいい、勧誘を目的に相手方を待つ行為を勧誘待ちといいます。本日の説明では、これらを総称して「客引き」と表現をいたします。

次に、本市の客引きの分布についてです。客引きが目立つのは、地図で赤色に塗られた国分町地区周辺や一番町四丁目商店街、一番町一番街商店街から名掛丁商店街のアーケード内です。次に客引きの数の推移についてご説明します。本市では、客引き数の調査を平成26年8月より定期的に、国分町及び隣接する一番町四丁目商店街で行っています。こちらのグラフは、客引きが多い21時台の推移です。一時は200人を超える客引きがおりましたが、近年はピーク時より減少しています。しかしながら、100人前後は常時おり、街を歩いていると客引きが目につく状況です。

次のグラフは、客引きの数の推移を業種別にしたものです。青色が居酒屋、黄色がカラオケ、赤色が風俗営業を表しています。ご覧のとおり、居酒屋が多い傾向にあります。また昨年11月からは、一番町一番街商店街から名掛丁商店街でも客引き数を調査しています。表のとおり、十数名の客引きが見られます。

次に、客引きの問題点についてです。市内中心部で目立つ路上での客引きは通行の妨げとなるだけでなく、来外者に対する不快な声掛け、ゴミ、たばこの吸い殻等のポイ捨てなどの問題を引き起こしています。これによりまして、通勤・通学やお買い物、また観光でも多くの方が訪れる市内中心部において、安心して快適に過ごせる環境が損なわれている状況にあります。このような市内中心部における客引き問題に対して、これまで行ってきた主な対策と課題についてご説明します。

まず、地域・県警・行政が共同により行ってきた取り組みについてです。国分町地区の町内会・事業者団体・防犯団体・県警及び本市等が参加している「国分町地区安全安心街づくり推進協議会」に平成26年8月から「客引き対策部会」が設置され、客引き規制のあり方に関する協議や他都市視察の実施などを行ってきました。例年12月には、「国分町地区安全安心パレード」を実施し、県警や多くの地域の皆様とともに、迷惑な客引きはやめるよう啓発を行ってきました。また、昨年の10月からは、市内中心部の8つの商店街で構成されます「仙台市中心部商店街活性化協議会」に県警及び本市も参加する「安全・安心特別部会」が設置されまして、法規制について検討するとともに、アーケード内で放送する客引きに対する警告アナウンスの製作や商店街共通のポスターの作成・掲示などを行っています。さらに、県警が「キャッチバスター作戦」と称し、パトカーや指揮車を出動させ、警察官が

いわゆる「D J ポリス」のように違法な客引きを利用しないことを呼びかけるとともに、客引きを行っている者への注意・指導や地域の皆様とともにチラシ等の啓発物資を配布するといった活動を行ってきました。

また、県警の取締りとしては、横断歩道上の客引きに対し道路交通法に基づく指導や警告を実施するとともに、風俗営業の客引きに対しては、風営法及び宮城県迷惑行為防止条例に基づく取締りを行っています。

ここで、客引きに関する法規制の現状を説明いたします。風俗営業に関する客引きは風営法及び宮城県迷惑行為防止条例によりすべて禁止されており、違反者はご覧のとおり刑罰に処せられます。一方、居酒屋・カラオケの客引きは、深夜の時間帯に行うものまたは身体や衣服を捉えるなど、執拗に行うものは禁止されていますが、そうでない客引きは規制されておりません。これまでご説明したように、地域・警察と共に様々な取り組みを行ってきたところですが、課題も見えてきています。

1点目は、法規制に関する点です。現在、執拗でない居酒屋等の客引きに対する法規制がなく、地域・行政が街頭で指導することが困難な状況にあります。2点目は、啓発活動に関する点です。地域・県警・行政の街頭での啓発活動の回数が限られているため、街頭啓発中は一旦客引きが減少するものの、終了後は再び客引きが戻り、根本的な解決には至っていない状況にあります。従いまして、本市としましては客引きへの対策として、新たな規制及び啓発活動の充実が必要と考えています。

ここからは、他都市の状況について説明します。執拗でない居酒屋等の客引きに関し、法的な規制がないという現状から、自治体の中には独自に規制する条例を制定する事例が出てきており、政令指定都市及び特別区では5市11区で条例による規制がなされています。次に他都市の条例の内容及び取締りについて説明します。条例の内容等は地域の事情により様々ですが、ここでは京都市を例にご説明します。規制業種は全ての業種となっており、規制範囲に関しては客引きが多くみられる区域を禁止区域して指定しています。指導等についてですが、禁止区域内で客引きを行う者に市はまず「是正指導」を行います。指導後も客引きを行った場合は是正を「勧告」し、それでも客引きを行った場合は是正を「命令」します。罰則等としては、命令に違反した場合に5万円以下の過料や氏名等の公表を行います。取締りについてですが、警察OBの非常勤嘱託職員が週6日間、街頭での取締りを行うとともに、市職員が必要に応じて店舗や事務所に立ち入り調査を行っていると伺っています。

次に、条例化の効果と課題についてです。政令市及び特別区の状況を調査した結果をまとめると次のようになります。福岡としては、まず客引きの人数減少があります。例えば京都市では7割、川崎市では3割減少しています。また、身体や衣服を引くなどの悪質性の高い客引きが減少したことや、地域・警察・行政が一体となった取り組みの促進が図られた点が挙げられます。一方課題としては、違反を承知で客引きを行う「客引き専門業者」が無くならないことが挙げられます。東京・大阪・京都などでは客引きの多くが、店舗からの依頼により客引きを行うもので、こうしたいわゆる「客引き専門業者」は、行政による取り締まりにもかかわらず無く

ならないのが現状です。また、指導員が巡回していない時間帯や、禁止区域外での客引きがみられること、チラシ配りを仮装して客引きを行う者がいることが挙げられます。ここで、「客引き専門業者とは」というところでございまして、これは、店舗の従業員が客引きを行うのではなく、客引きを専ら行う業者というものが全国的に存在しております、店舗からの依頼により客引きを行う者でございます。他都市の状況につきましては自店舗の従業員による客引きと比べまして、規制がされている地域におきましては当然違反を承知で客引きを行っている現状でございますし、東京・大阪・京都、名古屋もそうでございますが客引きを行う者の多く、殆どが「客引き専門業者」という現状でございます。

最後に、本市の今後の対応についてご説明します。先ほどご説明したように、執拗でない居酒屋等の客引きを取り締まる法規制がないことや、これまでの啓発活動の多くが単発的でその効果が限定的となっていることから、新たに客引きを規制する条例の検討を進めるとともに、街頭啓発活動を強化してまいります。条例については、既に制定している都市の課題を踏まえ、実効性のあるものとなるよう検討を進め、制定後は地域・県警と連携しながら客引きの問題に取り組み、安心・快適に過ごせる街づくりを目指していきたいと考えています。また、街頭啓発活動の強化を図るため、条例を制定するまでの間、客引きが多い場所において週1回のペースで客引きに関する注意喚起を行う、新たな啓発活動を実施していきたいと考えております。資料2の説明は以上でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらは、条例を制定するまでの間、啓発活動を強化するというところで実施をいたします活動の中身でございます。実施内容のところにございますように、業務委託において実施することとしておりまして、この5月から開始をいたします。週1回・金曜日に実施をいたしまして、5月と12月にはこれに加えまして水曜日も実施をいたします。ですので、この間は5月と12月は週2回。実施時間でございますけれども、客引きの活動が最も多い、数が多い時間帯でございます18時から22時の間。実施の内容でございますが、通行中の市民の方に対し、啓発グッズの配布及びメガホン等を活用した広報活動を行うこととしております。人数といたしましては、3名一組の形で実施をいたします。実施場所につきましては、国分町地区以外で大変居酒屋等の客引きが集まっております一番町四丁目商店街の広瀬通側寄り、ディズニーストアがあるところでございますけれども、そこには多くの若い方々が待ち合わせ等でいらっしゃいますし、同じくらい客引きも集まっているということでございますので、この場所で実施したいと考えております。

続きまして、資料4をご覧ください。市民アンケートでございまして、この調査目的にございますように、実際街中を訪れる皆様から客引きに対するイメージ等についてご意見を伺いたいということで、調査を実施いたします。実施時期につきましては、6月中の一日を予定しております、国分町地区及び一番町四丁目商店街から名掛丁商店街まで、中心部の全体で市民200人程度、男女比で50対50となるように調査をしたいと考えております。客引きの利用の有無や客引きに対する

イメージ等について、アンケートを実施したいと考えております。調査ポイントは、4か所程度を想定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして、委員の皆様からご意見などがございましたらお願ひいたします。

○桔梗委員

私が委員になってから初めての課題でしたので、資料を拝見させていただき、大変勉強になりました。これは多分前回の調査を基にして、今回の問題点の洗い出しと課題と対策という形の流れになっていくと思われますけれども、今の課題・問題点として資料2の8ページ目、通行の妨げ・不快な声掛け・ポイ捨てということですけれども、大きく集約するとこの3つということで、この問題点に絞った課題と対応になるのかと思いますが、これ以外の問題点としてどのようなものがあったのか、教えていただきたい。

また、資料3・4に今後の活動として街頭啓発活動・市民アンケートの実施が挙げられており、これらを業務委託により実施するとありますが、どのような団体を想定しているのか、差し支えなければ教えていただきたい。

○参事兼市民生活課長

まず最初、客引きの問題点についてですが、資料にあるように私どもで3点整理をさせていただきましたけれども、主な問題としてはやはりこの3点になるのではと感じております。ここで言っている「客引き行為」として問題にしておりますのは、「しつこい」「捕まえる」という既に法規制を受ける分野ではなく、単体の行為として見たときに営業の一手段として全く否定されるべきものではないのですが、それが中心部において現在の形で行われた結果、問題として出てくるのがこの3点になろうかと思います。

それから資料3・4の委託先でございますが、資料4・アンケートの実施委託先はまだ契約をしておりませんが、想定としてはいわゆる様々なアンケートを実施する事業者と考えております。資料3・街頭啓発活動ですけれども、委託先としましては、警備会社でございます。なぜ警備会社かということでございますが、単純に広報、特に啓発グッズの配布であれば必ずしも警備会社でなくても構わないということがございますが、やはり夜間の時間帯でしかも客引きが行われている場所で行いますので、様々なトラブルが懸念されるということがございます。他都市の事例を見ましても、こういった委託は警備会社に委託して行うという事例がございまして、例えば新宿区の例を挙げれば、客引き業者とのトラブルも若干ではありますが起きているということでございますので、委託先としてはやはり警備会社ということにいたしました。以上でございます。

○桔梗委員

近々の話ではないのですが、国分町のトラブルですとか、一市民・飲食店を利用する立場から申し上げますと、買い物やお店に行く際に道を妨げられていると、夜の時間帯ですからとても不安があり、一個人としてはそういう印象を持っていました。また、業務委託の実施に関してですが、国分町の飲食店で構成されているNPOがいくつかあると聞いており、客引きに対する問題点などについてその事業者間でも討論されており、見守り行為などの対策を取られると伺っていました。法的なところ、防犯の観点から考えますと、警備会社の業務委託も有りとは思いますが、市民協働の観点から考えますと、地元をよく知るNPOの団体などが啓蒙活動に参加されることも良いとも思えます。よって、業務委託の方向性に関して、今後のアンケート実施の際などは、やはり地元の実態をよく知っている団体等にお願いするのも、市の市民協働の観点から考えれば可能ではないかと考えましたので、確認をさせていただきました。

○金会長

ありがとうございました。桔梗委員のご発言及びこれに付随・関連するもの、またその他に何かございますでしょうか。ただいまの発言の中で、NPOという話が出ましたが、せっかく本日オブザーバーとしてお越しいただいております赤間調査官より、客引きに限らずNPO団体との連携とか、事例などについて教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○赤間調査官

私は宮城県警察本部生活環境課で経済調査官をしております赤間でございます。昨年まで仙台中央警察署の「刑事官」を拝命しており、その際の知見等も含めまして、お話をさせていただきます。

まず、今回議論の対象である市中心部の「客引き」に関しては、3つのパターンがあります。1つはこれから仙台市で対策を検討する「居酒屋」や「カラオケ」関係の客引き、1つは「黒服」いわゆる「キャッチ」と呼ばれているキャバクラの客引き、最後はアダルトビデオや風俗関係の勧誘、「スカウト」、以上3つの区分があります。このうち、「キャッチ」や「スカウト」は宮城県条例での規制がありますが、「居酒屋」等に関しては、沼田参事からも話がありましたが、県条例の規制はあるものの、取り締まるためには「執拗な」という条件がついてきます。皆様も、街中での居酒屋等の客引きの様子はご存じかと思いますが、確かに一般人の観点からは迷惑だと思いますが、法的な観点では「執拗な」ということがこの程度では具備されない状況と解釈されるため、宮城県警として、この部分の対策を講じることで、仙台市における安全安心なまちづくりを図りたいということが市の意思であるという風に受け止めております。

先ほど桔梗委員からもご意見がありました、客引きの現状につきましては、先ほどの資料2・8ページに記載されているとおりですが、私が気になるのは、「醉客

とのトラブル」です。特に一番町あたりで、夜間に道路の真ん中に出たりですとか、深夜時間帯に一次会を終えた酔客の方々などに声掛けした場合、客引き側が普通に声掛けしたつもりでも、些細なことで「売り言葉に買い言葉」状態となり、トラブルとなる案件です。また、たまですが自分の客の確保のため、他の客引きの邪魔をするという客引き同士のトラブルとなる案件。これらが客引きトラブルの実情となつております。

これから、実際に仙台市側で客引き対策の条例を作っていくのですが、適切な対策を取るためには必要なことですし、宮城県条例で規制がされない部分を補完するという意味でも重要なことです。これから条例を作っていく過程におきましても、県警といたしましても必要な支援・アドバイスを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○金会長

先ほどご発言がありました「国分町地区で活動しているNPO等の団体」に関しては、何かございますでしょうか。

○赤間調査官

「国分町地区街づくりプロジェクト」、通称「街プロ」と呼ばれている団体で、私も詳細は把握しておりませんが、他の団体と共同で国分町地区内のパトロールを行ったりしているようですが、多方面に展開しているということではなく、表面的活動で連携しているという程度でございます。

○金会長

ありがとうございました。この他にご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○永見委員

仙台市PTA協議会の永見でございます。PTAというよりは、一般人の立場としてご提案ですけれども、仙台・国分町と同様の規模である政令市の繁華街、札幌・すすきの、福岡・中洲ですか、そういったところの先行事例で成果を挙げているものがあると思います。そういったところをベンチマー킹と言いますが、実際に業務に携わっている担当者などからご意見をいただくのもいいのではと感じをもちました。

先日たまたまインターネットで、新宿区・歌舞伎町でスピーカー（拡声器）を使用して通行人に対し「客引き利用はだめ！」などと、客引きを利用しないように強く呼びかけている映像も拝見しました。その方法が良いか悪いかは別の話ですが、全国各都市の事例を参考にしてすすめたらどうかというご提案です。以上です。

○参事兼市民生活課長

ご意見ありがとうございます。他都市の例につきましては、私どもの方でも京都・神戸・川崎・名古屋など条例を制定しているところにはお邪魔しております、今週も追加調査ということで大阪市・港区を訪問したいと思っております。他方で、先ほど名前が挙がりました札幌・福岡や広島などは規制する条例がなく、この中で広島には既に訪問しており、条例がない中でどのように取り組まれているのかということを聞き取りしております。他都市の情報は、これまでの取り組みや課題に関して、その課題の解決や更なる対策の検討につなげるうえで重要な情報ですので、今後も情報収集に努めたいと思っておりますし、次回以降の会議の場でも、他都市の調査後の新たな情報などについてご紹介していきたいと考えております。

それから、歌舞伎町の放送の件ですが、地元商店街が実施していると伺っております。歌舞伎町地区以外でも、行政の方でも新宿駅東口などの居酒屋が多い地区では、気にならない程度のおとなしめのアナウンスを街頭スピーカーで流しております。また、先ほど我々の啓発活動の説明時に申し上げましたような警備業者を使って街頭でハンドマイクなどを持たせ、「客引きをしないように」呼びかけを行っているところでございます。東京では様々な取り組みが進んでおり、こういった業務を得意とする業者がおり、新宿区のほかにも様々な場所で活動していると聞いております。

また、客引き利用防止の放送についてでございますが、新宿区の例ほど過激ではありませんが、5月より中心部商店街のアーケード内で、先ほどご説明した中心部商店街活性化協議会が放送の実施を予定しております。伊達武将隊の「伊達政宗さん」が強めの文言で呼びかける内容で、通行人の耳目を引くような多少面白みがあるものとなっています。正確な実施予定日は伺っておりませんが、5月中の開始を目指して作業が進んでいると聞いております。以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。他にご発言等はございませんでしょうか。

○原委員

原です。よろしくお願ひいたします。配布資料中にある「客引き専門業者」というのは、この業者は私たち一般市民にはよくわからない業者ですが、どういった業種・母体の業者なのでしょうか。例えば在仙の小規模な業者なのでしょうか。違法な客引きを条例違反で取締りをする様子を見たことがあるが、現場で客引きをする人に取り締まりを行って、それで終わりになると思っていた。「客引き専門業者」について、その実態をどのように把握されているのか、お伺いしたい。

○参事兼市民生活課長

私は総括的なところをお話しして、具体的なところ、地元の話は赤間調査官にお願いしたいと思います。「客引き専門業者」につきましては、現在居酒屋に関

しては、市内においてはほとんど見られないという風に聞いております。他都市においても、必ずしもその実態はよくわからないことがあります。最近条例を施行しました名古屋市では、客引き専門業者が6社ほどおりますが、違法ではありませんので、かなり活動しております。ではどういった業者さんかというと、飲食店の経営をされているとか、あるいはまったく違う業態を兼ねているということで、名古屋ではそういう意味できちんと表に出ているということがございます。ただ、多くの地域では、一つの客引き専門業者が、現在は基本的には問題ない居酒屋の客引きと、条例等で禁止されている風俗営業の客引きを行うケースが見られまして、違法行為をやっているということがあり、なかなか実態というものがよく見えない状況です。元々は風俗営業を中心に、店舗の摘発を防ぐために導入されたのが客引き専門業者ですが、その実態は他都市に伺ってもよくわからないことがあります。

もう1点、他の大都市圏で見てみると、業者の実態はよくわからないものの、街頭にいる実際客引きをしている人はどういう人たちかと申しますと、ほぼ若い学生やフリーターの方です。決して専門業者であるから国分町にいる「キャッチ」のような怪しい雰囲気の感じではなくて、居酒屋の店員のようにどこにでもいそうな人が専門業者に雇われているということで、実際取り締まりを行ってみれば、対象者は学生や専門学校生が多いですが、その背後にあるものについてはよくわからないというのが実情です。地元の事情につきましては、赤間調査官よりお願いします。

○赤間調査官

私は、昨年1年間仙台中央警察署で勤務しておりましたが、その際に「客引き専門業者」というものは耳にしておりません。ただ、いずれ仙台市にも来ることはあります。その際、どのような者で構成されるのかと申しますと、やくざかもしれませんし、一般人でもあり得ると思います。ほんのちょっとした「稼ぐためにやってみるか」程度の気持ちでできてしまうことがあると思います。

この「客引き専門業者」の「法の抜け穴」的な部分は何かと申しますと、例えば仙台市で条例を制定したとしまして、この業者がある特定の居酒屋から委託を受けて客引きを行い、仙台市から指導を受けても止めず、県条例に違反して過料処分を受けたとしても、処分が科されるのは客引きを実際に行った「専門業者」までで、委託元の居酒屋には及びません。法等の規制が「尻きれトンボ」のようになりますから、このことを見越して専門業者が「暗躍」していると思います。過料5万円は高いですが、罰金よりも処分は軽いうえに、この程度の金額であれば業者をいくつも契約して営業すればあつという間に稼げると思いますが、「法令違反のリスク」を負ってでも「うま味」があるのが専門業者となります。ですから、規制が「尻きれトンボ」にならないような条例制定を行う必要があると私個人的には考えております。以上でございます。

○参事兼市民生活課長

若干補足をいたしますと、その5万円・10万円という罰金というものが、他都市でお聞きすると、それ自体は全く効果がないということです。なぜなら、業者の稼ぎは桁が違いまして、雇用者に対しても月収20～30万程度を支払っており、一般の学生だけでなくフリーターの方々などが、収入を多く稼ぐために従事している実情が多いという風に聞いております。

○金会長

ありがとうございました。原委員、よろしいでしょうか。

○原委員

ありがとうございました。やはり何と言いますか、違法行為に近いことに学生や若い方が加担することが無いようにすることも大切なことと思いました。よく理解できました。

○金会長

他にございませんでしょうか。

○相澤委員

今回の業者に、暴力団関係の方が関わっていることとかは、あるのでしょうか。

○赤間調査官

先ほど、客引きの3つのパターンをお話した中で、国分町の「黒服キャッチ」と呼ばれるいわゆる「キャバクラどうですか」と勧誘をしている客引きの一部について、暴力団と関わっているという噂はございます。その客引き本人はやくざではないのですが、誰もわからない部分、「かすり」というのですが、売り上げの何%を徴収しているのではという噂を聞きますが、その実態は解明できていないのが実情でございます。

○金会長

他にございませんでしょうか。

○桔梗委員

何度も申し訳ございません。桔梗でございます。1つは今の問題点に関して、もう1つは提案なんですけれども、先ほど他の委員さんがお話しされましたが、私も子どもがおり、現役の大学生・高校生ですが、さきほど行政側のご回答の中ではあまり個人的なお話はされていませんでしたが、国分町の「キャッチ」に関しては、高校生がたまたま学校帰りなどに国分町を通りかかったり、学校の友達からであったり、大学であれば学内の色んなところから誘いがあって、「じゃあアルバ

イトをしないか」という話が出ることは、皆さんでもご存じのはずです。子供の交友関係の中で、そういう話は私も多聞に耳にしています。それがやくざ・暴力団絡みのものもありますし、実際は合法かどうかも分からぬのですが、人材派遣会社が「キャッチ」をやらせていますよね？その会社で派遣されていて、従事した実態が「キャッチ」だった、従事した人たちは何が条例に違反するのか分からなくて、例えば女の子であればティッシュやチラシ配りだけであれば問題ないが、要はお客様を連れてこなければいけないので、客に例えば「90分でいくら」というように話しかけて、お店に連れて来るまでが仕事で、それによりインセンティブ（報酬）が決まっているということが確立しているみたいで、「キャッチ」の問題とは多少離れるかもしれません、市民局の「生活の安全安心」というところでは子どもたち・青少年の健全育成という意味でも、この「キャッチ」の在り方ということはご報告にもあったように従事者には学生さんが多いですよね。その従事者となった子どもたちが条例をわかって従事していればよいのですが、わからないことを大人が巧みに利用してフリーターであればいいとは言いませんが、学生だと就職を控えている身で知らないうちに検挙されてしまったということは、非常に残念だと思いますし、市も「学都仙台」を掲げているわけですから、デリケートな部分でもありますが、子どもを持つ親の立場として、そこも踏まえての対策が必要であると考えています。

それともう1点は提案ですが、啓発活動などについてのご説明がありましたが、私自身が感じたことですが、「国分町に行って客引きが邪魔だった、怖かった」というときに、県警であれば110番通報などで話ができるが、市民局、仙台市でこういった声に対する駆け込み寺のような通報窓口を設置している、もしくは設置する予定があるか、お伺いします。啓発活動・アンケート調査だけでなく改善策として窓口での対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○参事兼市民生活課長

まず最初の質問ですが、客引きの行為者が学生や若者が多いという問題は、現在風俗営業の客引きは違法ですけれども、居酒屋の客引きは法令に抵触しない場合が多いという風に認識しております。ただ、先ほど赤間調査官からもお話をありました、醉客がいるところでの行為ですので、アルバイトとして見たときにリスクがあると我々も感じております。昨年度の秋に、在仙の大学の学生指導担当者にお集まりいただき、情報共有を行いました。その趣旨としまして、現在違法ではないかもしれません、居酒屋でホール従事や厨房で勤務することと客引きは、同じ店に勤務するとしても全く性質が異なるものであり、居酒屋でバイトをするな、とはいいませんが、店の外で客引きを行うことは、国分町地区では客だけでなく客引き同士のトラブルもあり、また別の客引きに絡まれたりすることもあるということで、今後条例が整備されれば別ですが、客引きは非常にリスクのあることであると学生に呼びかけを行うようお願いをしたところです。こういった取り組みは継続的に行いたいと思っておりまして、今般条例を整備することもあり、引き続き在仙の大学

と緊密に連携したいと考えており、また市内に多い専門学校などにも、どのように呼びかけを行うかを考えていきたいと思っております。

また、仙台市側の通報窓口についてですが、私ども仙台市にも一般的な広聴の部門がございますので、国分町で嫌な思いをしたということを、いわゆる「市民の声」という電話・直接来庁等でご対応するものがございます。今後条例をつくり、新たな取り組みを進めるわけでございますので、本件が一般的な広聴部門の対応で良いのか、何らかの別の措置をすべきなのかは今後我々の方で検討して参りたいと考えております。

○桔梗委員

ご回答ありがとうございます。今、対応窓口についてご回答をいただきましたが、それに関する具体的な場所・機関、どのような対応方法をしているのか、教えてください。

○参事兼市民生活課長

我々仙台市の組織の中で、「広聴」ということで市民からの様々な苦情やご要望、ご相談を承る部署を現在設けております。本庁では広聴統計課という部署が市役所本庁舎1階にございます。それから、各区役所にも区民生活課という部署がございます。その他に、市のホームページ上からこういったお声を寄せさせていただくことも可能ですし、今申し上げた部署にお電話をかけていただいても結構ですし、場合によっては直接お越し頂いてお話しをされるものもあるという風に聞いております。

○桔梗委員

ありがとうございます。以前はそのような窓口があることが分からず、今聞いてわかりましたが、その窓口の存在について、もっと周知されてはいかがでしょうか。また、窓口や県警に寄せられた声を吸い上げて、次回以降のこの会議で共有をはかり、さらに実態を調査してその対策を協議するというような構図・スキームを作られたらよろしいのではと感じました。

○生活安全安心部長

生活安全安心部長の新妻でございます。先ほどご説明しましたとおり、仙台市的一般的な広聴相談の窓口というのは、先ほどご紹介したとおりでございまして、これそのものに関する周知というのは、担当部長として、委員ご指摘の通り十分でない部分もあるかと思いますが、それは、全局的に市民の方の声を受け付けるということで、今後も存続していきたいと考えております。また、この問題に関して市民の皆様がどう感じ、考えていらっしゃるのかということは、非常に大切なことでございます。私どもではまず市民アンケートを実施いたしまして、その把握内容を統計的にもきちんとしたものとして整理していきたいと思っております。

その他に客引きの問題に関して、市民の方からの声をどういただかかということにつきましては、先ほど繰り返しになりますが、今後整理をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。では先ほど委員から挙がった点についても、事務局の方でご検討をお願いしたいと思います。サンモール一番町商店街振興組合の副理事長を務めていらっしゃいます、西條委員、何かございませんでしょうか。

○西條委員

西條でございます。まあ夜間に限らず昼間でもなんですけれども、そこで行われているイベント等でも、苦情が寄せられていることがあるということは、サンモールの事務局からも聞いております。これまで、皆様のやり取りを聞いて感じましたのは、客引きをする側に条例で過料とか罰則を科すということも一つの方法なんですけれども、一方で客引きを利用する方がいるから客引きが絶えないのではないか？とこの会議を通じて感じております。客引きを利用した場合に、処罰と言つていいのかは分かりませんが、何らかのペナルティが科せられれば、客引きの利用を自粛する人が増えるのではないかと。これが他の都市でそういったケースがあることは分かりませんが、仙台市として、今後条例制定を進めていく中では、そういう新しいやり方を含めて検討していくば、客引きを利用する人が少なくなれば、客引き自体が減少するのではないかと。安易な考えかもしれません、一つの提案として考えていただければいいのではないかと思いました。以上です。

○参事兼市民生活課長

ありがとうございます。条例等で禁止された行為を行う場合、それを行う側が当然最も悪いわけですけれども、それを利用する側がいるということも確かに大きなポイントでございまして、それにペナルティを出せるかどうかは別としましても、やはり今回の客引き業者から見たお客様に対する働きかけにつきましては、非常に重要であると思っております。そこを押さえましたと、やはり需要があれば経済活動として成り立ってしまいますので、法規制がされてもそこをかいくぐろうとする人たちが出てくるわけでございます。ルールはルールとして取り締まりで守らせることが一つの柱とすれば、もう一つはそういうものを利用しないんだという環境というものを作っていくしかないうまく回らない、と我々も考えておりまして、市民等や国分町や市中心部へお越しになる方々への啓発ということも、併せて行つていきたいと考えております。

○金会長

ありがとうございます。他にはございませんか。

○渋谷副会長

渋谷です。東京オリンピックを数年後に控えて、これから多くの外国人の方々が仙台を訪れようとしている時に、夜に大人が楽しんで街を歩く際の安全性が高いということは大変重要であると思いますので、ぜひ仙台市としてもそういう内容を含めた条例の整備が必要なことだと思ってお伺いしておりました。その際に、他の都市の様々な例も参考に進めていかれると思いますが、そこだけではなく、さらに先を見据えながら進めていただきたいと思います。やはり実際客引きを行っている人たちには、仙台市民であったり県外からの方々だったりするわけですが、彼らを使用しているのは基本的には飲食店などや事業者であるわけですから、これらの使用者側にもきちんと指導ができるような内容にしていただきたいと思います。現場で客引きをしている者だけが罰せられるのではなく、使用者側にも指導・罰則・命令等を適用するなど、根本的な対応ができる条例整備をお願いします。

それから、若者を守ることは、社会人全体の考え方だと思います。先ほど、客引き専門業者はまだ仙台市には存在していないようだとおっしゃっていましたが、仙台に来るのも時間も時間の問題だと思います。学生がアルバイト募集や就職活動の際に、これらの客引き専門などの怪しい事業者での業務従事することを防ぐため、直接学生に知らせなくとも、大学・高校などに業者の情報を周知し、学校側が関係機関と関連する情報を共有しておくことは必要があるかなと思います。

それから、観光客・市民が夜の街を安心して楽しみたいと思った時に、例えば「美味しいお店」、「カラオケができる」、「安く飲める」、などのお客様側が必要とする情報を得られていない場合、そこに客引きが勧誘するとついて行ってしまう、ということになると思いますので、市民を巻き込んだ取り組み、先ほどお話しの出た「街プロ」のような団体を起ち上げて、「飲み歩きコンシェルジュ」のような名前の案内所を特定の場所に設け、その場所に行けばお店からの情報がまとめて取れて、客引きを使わずに安心して楽しめるようにすれば、お客様側が客引きを使う必要が無くなり、トラブルもなく楽しめるのでは、というような取り組みもいいのかな、と拝聴していて思いました。

○参事兼市民生活課長

ありがとうございます。まず1点目ですが、先ほどご紹介しましたが、他都市において様々な条例制定や関連の取り組みが進んでおりますので、我々としましてはそういったものとそれに伴う困難や課題等も十分に踏まえまして、そういった点を取り込みながらやっていきたいと思っております。街頭指導に関しては、指定区域での客引き数7割減を達成した京都市に訪問した際に言われましたのは、やはり街頭指導のみでは効果は限定的のこと。先ほど申し上げましたように、現場は業者に雇われたアルバイトがいるだけですので、取り締まりがあってもその人が客引き行為をやめてしまえばそこまでで、新たなアルバイトはいくらでもいますので、客引きを雇う店舗・専門業者には規制が及ばないため、これらにたどり着いて立ち入り調査をして、改善を指導・命令等を行う取り組みが必要であると承知しております。県警とも相談しながら、条例を制定した後に着実な実行性に関わりますので、

条例の中身を含めましてその取り組み内容について考えてまいりたいと思っております。

2点目の学校の部分でございますが、ある都市に聞きますと、客引きの取り締まりを行い、取り締まった若者の所属を調べたところ、特定の大学が多かったとのことでさらに調査したところ、学生間の口コミで広がったことがあったとのことです。やはり会社自体は誰でも知っているわけではないので、それでアルバイトが集まるわけではなく、従事した学生から「この仕事は良いよ」という口コミが広がった結果、特定の大学に偏ったという風に聞いております。ですので、従事する者は学生が多いとのことで、視察した京都市や兵庫県でも、客引きに関する各大学への働きかけを強めており、常に最新の情報などを周知しております。先ほどの都市においては、この特定の大学には、さすがに「現在の状況では困る」と直接申し入れに伺ったそうですし、昨年本市でも大学指導関係者にお集まりいただいた時も、皆さん非常に熱心に聞いておられました。やはり周知をしないと後々学生自身がトラブルに巻き込まれかねないということですので、先ほど申し上げましたように大学・専門学校、あるいは高校などとも連携できるように頑張ってまいりたいと思っております。

最後の3点目ですが、我々の方でも国分町地区・地元の方々とお話ししている中で、客引きが営業の手段として使われているわけであっても、中心部商店街では迷惑行為となっているわけですので、規制が必要であると考えております。他方で、これに代わるお店の情報等の発信という部分で何ができるのかということについては、本市役所内で地域産業の支援を行っております経済局とも話をして、規制だけの一方的な措置ではなく、規制すべきところと支援すべきところを整理して、目的は楽しんで過ごせる街として国分町が栄えていくことが重要と思っておりますので、市役所内部で連携をしながら、どういったことができるかを相談し、考えていきたいと思っております。

○金会長

ありがとうございました。なお、事務局から次の資料の説明もございますので、まだまだご発言のある方もいらっしゃると思いますが、後ほど「その他」のところでご発言いただければと思います。では続いて資料5「本推進会議の進め方(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

○参事兼市民生活課長

では、資料5をご覧ください。今後の進め方でございます。今回のこの客引きに関する案件に関しては、3回の会議開催を予定しております。次回第2回目は7月上旬を予定しております、先ほど申し上げました市民アンケートの結果、それから実際の地域の皆様のご意見も直接お伺いする機会があつてもいいのではと考えております、中心部商店街及び国分町地区の方々からの意見聴取、それから客引きを規制する場合の論点整理を行いたいと考えております。

8月には、例年行っています前年度の安全安心街づくり基本計画と空家等対策計画の取り組み状況についてのご報告と協議を行いたいと考えてございます。当初は、第2回目と第3回目を1回にまとめて行うことも検討いたしましたが、内容がかなりのボリュームとなってしましますので、事務局からのご提案といたしましては、皆様には恐縮ではございますが分けて実施をしたいと考えてございます。

第4回目、客引き案件だけで申しますと3回目となります、客引き規制条例の中間案をここまでに取りまとめいたしますので、この中身についてご報告させていただき、皆様からのご意見を頂戴したいと考えております。以上でございます。

○金会長

ありがとうございます。皆様、ご発言はございますでしょうか。

○桔梗委員

会議の進め方についてご説明いただきましたが、1点確認をさせてください。今回議題になっている客引き規制の条例の論点整理ということで、7月上旬に市民アンケート結果と地域関係者の意見聴取という風にありますが、地域関係者の意見聴取に関して、これは当推進会議の委員さん同席の中での意見聴取という形にされているのでしょうか。

○参事兼市民生活課長

ここでの意見聴取は、まさにこの会議の場に両地区の代表の方にお越しいただいて、直接委員の皆様とやり取りをさせていただきたいと思っております。やはりそういう機会は重要だと思っておりますので、この場にお越しいただく想定でございます。

(2) その他

○金会長

それでは、以上で予定されていた協議は終了となります。続きまして、(2)その他に移らせていただきます。委員の皆様や事務局から何かございますか。

○参事兼市民生活課長

事務局からご提案というかご相談ですけれども、今般の客引きの問題はやはり実態を見るということが重要でございます。ただ、一般的な施設でございましたら、委員の皆様方全員で視察ということも考えられますが、大人数で行動されると、当然ながら客引きをする側も警戒するため実態が見れないということになってしまいますので、私どもからのご提案としましては、会長・副会長に次回委員会開催までのご都合の良い時に、夜間になり恐縮ではございますが事務局にご同行のうえ、客引きの実態をご覧いただいて、その様子などを7月の会議の際にご報告いただくこといかがかと考えておりました。以上、ご提案でございます。

○金会長

ただいまの事務局のご提案は、皆様いかがでしょうか。渋谷副会長もよろしいでしょうか。それでは客引きの実態視察について承知しました。後日事務局からのご連絡をお待ちしております。

○金会長

他に何かござりますでしょうか。

○市民生活係長

次回の会議日程につきまして、お手元の会議日程調査票にご記入いただきまして、事務局までご提出をお願いいたします。

○金会長

他にはござりますでしょうか。

それでは特に無いようですので、これにて議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

5 閉会

○市民生活係長

皆様、ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

平成30年 6月22日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会長

金政信

署名委員

西條淳一